

## 5 月定例教育委員会会議録

開催日時	令和元年 5 月 14 日（火） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分								
開催場所	県庁新館 4 階教育委員会室								
出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">教育長</td> <td style="width: 40%;">福永 忠克</td> </tr> <tr> <td>委員（教育長職務代理者）</td> <td>土井 真一</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡崎 正彦</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>野村 早苗</td> </tr> </table>	教育長	福永 忠克	委員（教育長職務代理者）	土井 真一	委員	岡崎 正彦	委員	野村 早苗
教育長	福永 忠克								
委員（教育長職務代理者）	土井 真一								
委員	岡崎 正彦								
委員	野村 早苗								

### 1 開 会

教育長から開会の宣告があった。

教育長から出席者の確認があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、会議の成立が確認された。

事務局から出席者の報告があった。

### 2 非公開事件の確認

教育長から、本日の議題のうち、第 4 号議案から第 9 号議案までの 6 議案について、「教科用図書の採択事務に関するもの」であり、公にすることにより、当委員会の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また第 10 号議案から第 12 号議案までの 3 議案については、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に影響をおよぼすおそれがあることから、審議を非公開とすべきとの発議があった。発議は全員異議なく了承され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、第 4 号議案から第 12 号議案の審議までの 9 議案の審議が非公開とされることとなった。また、審議の順番につ

いては、報告事項、次に非公開議案の順で審議することが確認された。

### 3 会議録確認

4月18日に開催された定例教育委員会に係る会議録について、適正に記録されていることを確認し、承認された。

### 4 報 告（公開：報告事項）

教育長から、報告事項ア「平成31年度滋賀県立高等学校入学者選抜結果のまとめについて」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

#### 主な質疑・意見

##### 土井委員

個々の問題の評価についてはこの場で触れないが、数学の平均点や得点分布がこの状態で推移すると、十分な識別力がなく、「数学はできなくてよい」という受検指導が行われる可能性が懸念される。練られた良い問題だと思うが、問題数や解答時間が正答率に影響を及ぼしていると思うので、少し工夫をしていただいた方が良いのではないか。

##### 高校教育課長

昨年度も御指摘いただいたことを踏まえ問題作成を進めてきたが、結果的に平成31年度数学の問題について、こういった結果となっている。記述の表現を重んじながらも、量も配慮するという中で、子どもたちがしっかりと取り組めるような出題を心がけたいと考えており、特に平成31年度の数学の問題は、特異的な状況かどうかは分からないが、統計に関する出題をしており、この部分が中学生にはあまり慣れていない分野だったかなというところで、逆にそういう分野も学習

してほしいという思いもあって出題しところ。

その結果、正答率等を見ると、統計の出題が大問 2 にあり、その後の大問 3 が関数の問題、大問 4 が図形の問題とあるが、3 番、4 番に行く過程で無答率が多くなっているということもあり、こうしたことも念頭に置きながら改善したいというふうに考えている。

野村委員

3 ページの入学許可予定者数の総数と実入学者数のところで、今年度 3 名の方が入学されていないということだが、例年これくらいの人数なのか。またその 3 名の方の進学先はどうなっているか。

高校教育課長

傾向としては、例年よりはやや少なめであり、入学許可予定者数に対して実入学者数が少ない状況となっている。今年度は 3 名とも入学辞退である。1 名は外国籍の生徒で、帰国されるという事情があるということ、ほか 2 名は受検して合格したが、自分の進路希望と少し合わないということで辞退されたと聞いている。

教育長から、報告事項イの「平成 31 年度学力・学習状況調査の概要」について、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑・意見

土井委員

1 点目は、「全国学力・学習状況調査」についてで、A 問題がなくなって、問題が統一されており、文章量が増えている。その意味で文字量が多い文章をしっかりと読む指導が必要になってくると思う。

他方、算数や数学については、文章を読みきった後に解くべき問題の難易度はそんなに上がっていない。それだけに、文章をしっかりと読んで、算数的・数学的处理にたどり着いた子どもは解け

る問題だと思う。慣れの問題もあるが、どう文章の読解をさせるのかが必要である。

2点目は、先ほどの高校入試との関係である。全国学力・学習状況調査の問題は国語を含めて、文章量が多いものの、実はポイントさえ読めば良い問題にされている

他方、高校入試の問題は全部読まなければ解けない出題が多く、しかも文章量が多いので、子どもたちには負担が大きいと思う。同じように文章量が多くても、確かめたい点が異なっている。

その意味で、文章量が多いことは、読み解く力の育成にとって良い方針だとは思いますが、本当にこの量を丁寧に読んでしっかり理解しないと解けない出題ばかりでよいか、検討をする必要があるかもしれない。小中学校での指導方法と高校入試の出題をしっかりと調整していただくと、全体として上手くいくのではないかと思う。

幼小中教育課長

高校教育課とともに考えていきたい。

調査問題に関して詳しく分析していただいたが、確かに量的にかなり多いと思うが、目的をしっかりと確認してやっていけば解けるのではないかという印象を私も持ったところ。

## 5 日程確認等（公開）

教育長から、次回の教育委員会の日程について、6月6日（木曜日）午前10時から開催することが確認された。

## 6 議 事（議案：非公開）

土井委員から、中学校公民の教科書を執筆しているため、教科用図書の採択に関連した第4号議案から第9号議案までの審議の間、審議からの辞退の申し出があり、承認された。併せて、教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項ただし書きの規定により、会議が

成立することが確認された。

第 4 号議案から第 9 号議案までの審議の間、土井委員が退席した。

教育長から、第 4 号議案「2020 年度に小学校において使用する教科用図書の採択の適正を図るため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 8 条に定める採択基準と選定に必要な資料について」から第 9 号議案「審議会委員の任期満了後に、絶版、在庫不足等の理由により新たに採択を行う必要が生じた場合の取扱いについて」までの 6 議案について、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき一括して説明があった。

主な質疑・意見

岡崎委員                      小中学校の選定教科書の中に、これから ICT 機器を使った補助教材がどんどん出てくると思うが、特別支援教育の方にはそういった機器の導入というのは、何か検討が始まっているのか。

特別支援教育課長              ICT 機器の導入については、国でもそういう機器を活用しながら、特に読み書きの難しい子どもたちが活用することが望ましいというようなことを出されている。小中学校については、市町の教育委員会で導入が進んでいるところと、そうでないところと状況は異なっているが、例えば実際に教科書の内容を機器に読み込むとか、またはデジタル教科書のようにデータに落とし込んだ形で使うことができるようになってきているので、同じ内容を ICT 機器に落とし込んで実際に活用することは、少しずつであるが見られるようになっている。

教育長から、第 4 号議案から第 9 号議案までの 6 議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

第 4 号議案から第 9 号議案までの審議が終了したため、土井委員が入室

した。

教育長から、第 10 号議案「滋賀県社会教育委員の解嘱および委嘱について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑・意見

特になし

教育長から第 10 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

教育長から、第 11 号議案「滋賀県文化財保護審議会委員の選任について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑・意見

岡崎委員 全員が改選ではなく、3 名が替わる理由は何か。

文化財保護課長 まず文化財保護課としては、7 期まででお願いしたいというのと、県の一般的なルールの中で「原則 70 歳未満」というものがあり、その二つの基準を併せて、3 人の方が替わることにしたものの。

教育長から第 11 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

教育長から、第 12 号議案「滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会委員の選任について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

主な質疑・意見

岡崎委員 先ほど、学校長から報告があるという説明があ

ったが、各市町の教育委員会を經由して対象者が県に挙がってくると思うが、市町の教育委員会でも審議がされることはあるのか。

教職員課長

小中学校においては、市町の教育委員会を通じて、こうした報告をいただいているところ。基本的には、学校長が日々観察をする中で、指導が不適切だと判断された場合に、学校長から市町教育委員会に挙げられるという流れとなる。県立学校については、直接県教育委員会にということになる。

岡崎委員

市町教育委員会を經由はするが、そのまま挙がってくるということか。

教職員課長

市町教育委員会でも確認等はしていただくが、基本的には学校長ということである。

土井委員

資料2ページのところで認定を受けて、受講されている方の数字が、比較的年代が上がるにつれて増えていくのは、どういう傾向なのか。経験を積んでいかれているのに、増えていくというのはどういう状況なのか。

教職員課長

どちらかという若い世代は学校の中で指導を受けられて、その範囲で指導不適切という範囲に至らない形で指導を行っていただいている状況がある。40代、50代の方は、いろんな形で学校の中で役割を与えて指導をしていただいていたけれども、なお問題があるということで、最終的には挙がってきたものかと考えている。

岡崎委員

指導不適切というのは、教科を指導するという意味の内容だけなのか、それとも日常的な子どもとの関わり等を含めての不適切とされているのか。

教職員課長

説明資料 1 ページの 1 (2) 参考欄に「指導が不適切である」教諭等の定義があるが、「知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教諭」ということで、教科指導に限定するものではない。広く生徒指導という部分も捉えて判断してもらっている。

教育長から第 12 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

教育長から、本日の議事が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣告があった。